令和６年度　神奈川県任期付職員（令和６年能登半島地震及び令和５年７月大雨災害等（熊本県）に係る被災地への派遣職員）の採用選考のお知らせ

|  |
| --- |
| 令和６年能登半島地震の被災地では、現在、地域の復旧・復興に向けて全力で取り組んでいるところですが、広域かつ甚大な被害により、その業務を担う職員の不足が生じています。  また、熊本県では、平成28年熊本地震、令和２年７月豪雨、令和５年７月大雨と災害が続き、被災地の復旧・復興業務を担う職員が不足しています。  そこで、神奈川県では、それぞれの被災地の復旧・復興業務に携わる任期付職員を募集します。  この採用選考は、行政機関又は民間企業等で培った専門的知識や実務経験を有する方を神奈川県が採用した後、被災地（派遣予定先は以下のとおり）に派遣し、復旧・復興業務に従事していただくために実施するものです。  専門的知識や実務経験を有し、即戦力としてご尽力いただける方の応募をお待ちしています。 |

**１　分野、採用予定者数、主な職務内容、派遣予定先、職**

| 分野 | 採　　用  予定者数 | 主な職務内容 | 派遣予定先 | 職 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 一般事務 | ３名  程度 | ・被災市町への災害ボランティア派遣等に係る業務  ・補助金等の受付・審査業務 | 石川県庁（本庁） | 主査級以下 |
| 農政技術（森林） | １名  程度 | ・町管理林道の被災状況調査、災害復旧工事の査定業務、測量設計調査業務、工事発注、検査業務 | 石川県能登町 |
| 総合土木 | １名  程度 | ・県管理道路、河川、砂防（国代行は除く。）及び市町村管理道路（県代行分）の災害復旧事業に係る工事発注、工事管理に関する業務 | 熊本県県南広域本部球磨地域振興局 |
| ２名  程度 | ・道路の災害復旧工事の設計積算、施工管理及び検査業務 | 石川県庁  （地方機関）  以下のいずれかに派遣予定  ・奥能登土木総合事務所分室  ・珠洲土木事務所  ・中能登土木総合事務所  ・羽咋土木事務所 |

※　採用予定者数、職務内容、派遣予定先については、一部変更となる場合があります。

※　申込は、上記表のうち１分野に限ります。申込後の分野の変更はできません。

※　採用後は、地方自治法第252条の17の規定により派遣され、派遣先自治体の職員の身分を併任します。

　神奈川県内での勤務は予定していません。

**２　任期**

　　令和６年７月１日～令和７年３月31日

※　派遣予定先の状況等により、採用時期が変更となる場合があります。

**３　応募資格**

次のすべての要件を満たす方が応募できます。(年齢、学歴は不問です。)

**(1) 令和６年６月30日現在において、下表に記載する応募要件に該当する方**

|  |  |
| --- | --- |
| 分野 | 応募要件 |
| 一般事務 | 行政機関において、「主な職務内容」に関する業務の実務経験を３年以上有する方 |
| 農政技術（森林） | 行政機関や民間企業等において、森林土木に係る計画、設計、積算、監督等に関する業務の実務経験を３年以上有する方 |
| 総合土木 | （熊本県県南広域本部球磨地域振興局）  行政機関や民間企業等において、道路、河川、砂防の土木工事に係る設計、積算、監督施工監理等に関する業務の実務経験を３年以上有する方  （石川県庁（地方機関））  行政機関や民間企業等において、道路の土木工事に係る設計、積算、監督施工監理等に関する業務の実務経験を３年以上有する方 |

※　「実務経験」は、職員（常勤・非常勤は問いません。週当たりの勤務時間が29時間以上の人が該当します。）として、６か月以上継続して任用されていた期間が該当します（産前産後の出産休暇を除き、在職中に３か月以上勤務していない期間は換算できません。）。

※　「実務経験」は、月初から月末までを１か月と換算し、１か月未満の端数は、その端数をすべて合算して、30日をもって１か月と換算します。さらに１か月未満の端数が生じたときは、これを１か月とみなします。なお、週当たりの勤務時間が、法令等に定められた正規の勤務時間未満かつ、29時間以上の場合は、職務経験年月（月に換算）と日にそれぞれ3/4を乗ずるものとします。

※　「実務経験」には、現場作業、地質調査測量、造園の植栽工事等の業務は含みません。

**(2) 普通自動車運転免許を保有し、運転できる方**

**(3) 日本国籍を有する方**

ただし、次のいずれか一つに該当する方は、受験できません。

ア　禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ　神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ　平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

**４　申込方法等**

◎　**必ず電子申請で申し込んでください。**（電子申請により申込みができない方は、令和６年４月22日（月）正午までに神奈川県くらし安全防災局総務室総務経理グループ〔電話(045)210-3414、ファクシミリ（045）210-8829〕にご連絡ください（土日祝日を除く。）。）

|  |  |
| --- | --- |
| 申込方法 | １　神奈川県任期付職員（令和６年能登半島地震及び令和５年７月大雨災害等（熊本県）に係る被災地への派遣職員）の採用選考のお知らせページから、職務経歴・実績書（Excelファイル）及び応募論文（Wordファイル）をダウンロードし、必要事項を入力してください。  ＵＲＬ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/saiyou/ninki\_r604\_hisaichi.html  ２　同ホームページから、e-kanagawa電子申請システムに接続し、利用者情報を登録してください。その後、登録したIDを利用してe-kanagawa電子申請システムにログインし、１で作成したファイル・顔写真・証明書の写し等を登録し、受験申込みを行ってください。  ３　e-kanagawa電子申請システムで、必ず申込内容の照会を行い、申込みが行われていることを確認してください。**申込みが確認できなかった場合は、すみやかに神奈川県くらし安全防災局総務室総務経理グループまでご連絡ください。**  ※　詳しくは、神奈川県職員採用ホームページ（電子申請による申込み）をご覧ください。  ＵＲＬ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/entry.html> |
| 申込期間等 | 令和６年４月10日（水）午後２時から同年４月24日（水）午後５時まで（受信有効）  ※　電子申請申込受付期間中に正常に受信したものを有効とします。  ※　申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申し込んでください。  ※　システム機器の保守点検等により、電子申請申込受付期間中にシステムを停止する場合がありますので、ご注意ください。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。 |
| 添付書類  （電子申請） | １　入力済みの職務経歴・実績書及び応募論文のファイル（神奈川県任期付職員（令和６年能登半島地震及び令和５年７月大雨災害等（熊本県）に係る被災地への派遣職員）の採用選考のお知らせページからダウンロードし、必要事項を入力してください。）  ２　顔写真（申込日前６か月以内に撮影した写真（縦横比４：３、上半身・脱帽・正面向きの本人であることを確認できるもの）を用意してください。）  ３　運転免許証の写し  ４　最終学歴の卒業（修了）証明書の写し  （卒業証書等の写しではなく、証明書の写しを提出してください。）  ５　業務内容に関連する資格がある場合は、資格を有することを証明できる書類の写し |
| 受験申込み上の注意 | ・すべて日本語で入力、記載してください。  ・住所欄には、建物名、部屋番号まで詳しく入力してください。また連絡可能な電話番号を入力してください。  ・提出書類に虚偽の記載があると、合格しても採用されないことがあります。 |

**５　選考方法**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 内　容 | 日　程 | 場　所 |
| 書類審査 | 職務経歴・実績書及び論文等の内容に基づき、適性等を審査します。 | － | － |
| 面　　接 | 人物・性向、必要な専門知識、職務遂行能力等について審査します。 | 令和６年５月11日（土）又は  12日（日）の指定する１日 | 神奈川県庁内 |

　　※　考査種目ごとに合格最低基準がありますので、一種目でも当該基準に達しない場合、不合格となり

ます。

　　※　最終合格者は書類審査及び面接の合計得点の高い順に決定します。

※　集合時間及び場所については、申込者に別途通知します。

**６　選考結果の通知**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 通知時期 | 通知対象 | 通知内容 | 通知方法 |
| 令和６年５月下旬 | 受験者全員 | 順位、総合得点、種目別得点及び合格最低基準に満たなかった種目 | 選考結果の「通知書」に掲載します。  （電子申請の返信文書又は郵送） |

※　合否にかかわらず文書で通知します。

※　合否についての電話によるお問合せには応じられません。

※　最終合格者は、採用候補者名簿に登録されます。採用候補者名簿は、原則として令和７年３月31日を経過すると失効します。

**７　健康診断**

　最終合格した方については、**本人が直接医療機関等で受診し、指定する項目を満たす健康診断結果をご提出いただきます。**

**８　給与**

「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」の規定に基づき、採用前の職務経験等を勘案して決定します。（行政職給料表(1)適用の場合の給与の月額(令和６年４月１日時点)：職務経験により434,000円まで。）

支給要件に該当する場合には、期末・勤勉手当等が支給されます。また、派遣先の支給要件に該当する場合には、災害派遣手当、通勤手当等が派遣先から支給されます。

※　採用時の給与の月額については、給与改定等によって上記の額から変動する場合があります。

※　給与の月額には、地域手当が含まれています。

※　社会保険は、公務員共済組合の適用となります。公務員共済組合から支給される退職共済年金

を受けている場合は、在職中、原則として支給されません｡

**９　服務等**

　　任期の定めのない一般職員と同様に、地方公務員法等の規定が適用されます。

　　※　任期中は、営利企業等への従事は認められませんので、採用期日までに退職、役員退任等の手続を終了する必要があります。

* 勤務時間、休暇、服務については、派遣先自治体の規定が適用されます。
* 年１回程度、業務報告のため神奈川県庁への出張を予定しています。

**10　住居等**

　　希望により、派遣先自治体及びその周辺地域において、住宅(仮設住宅、民間賃貸住宅等)が用意される予定です。（派遣先の自治体により異なります）

住居移転に要する経費、居住に係る経費等の負担区分については、派遣先自治体の規定等に基づきます。

**11　問合せ先**

|  |
| --- |
| 〇選考手続に関する問合せ先 |
| 神奈川県くらし安全防災局　総務室　総務経理グループ  電話（045）210-3414 |
| 〇業務内容に関する問合せ先 |
| 【一般事務】  神奈川県くらし安全防災局　総務室　総務経理グループ  電話（045）210-3414  【農政技術（森林）】  神奈川県環境農政局　総務室　総務グループ  電話（045）210-4021  【総合土木】  神奈川県県土整備局　総務室　総務グループ  電話（045）210-6015 |
| 〇採用全般、制度等についての問合せ先 |
| 神奈川県総務局組織人材部　人事課　人材育成グループ  電話（045）210-2168 |